

松本市告示第130号

松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

松本市長 臥雲 義尚

松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市におけるまちなかの賑わいの創出に資するイベントを実施する各種団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、商業振興及びまちなかの賑わい創出に資するイベントを実施する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を構成員に含む団体は、補助対象者としなない。

(1) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 松本市立地適正化計画（平成29年3月作成）に定められた都市機能誘導区域内で行うイベントであること。

(2) 補助対象者が自ら企画して行うイベントであること。

(3) まちなかの賑わいの創出に資するイベントであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としなない。

(1) 他の交付金、補助金等の交付決定を受けている事業

(2) 単なる自己宣伝若しくは物品販売又は過剰な営利を目的とした事業

(3) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施前に、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 松本市まちなか賑わい創出事業収支予算書（様式第2号）

(2) 事業の概要が確認できる書類

(3) 組織図又は構成員名簿

(4) その他市長が特に必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度において1補助事業対象者につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付及び交付額を決定したときは、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、松本市まちなか賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市まちなか賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認兼変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、松本市まちなか賑わい創出事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 松本市まちなか賑わい創出事業実施報告書（様式第7号）

(2) 松本市まちなか賑わい創出事業収支決算書（様式第8号）

(3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、松本市まちなか賑わい創出事業補助金確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者が補助金(概算払を含む。)を請求しようとするときは、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付(概算払)請求書(様式10号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 市長は、第7条第2項の規定により交付決定額を減額変更する決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
松本市まちなか賑わい創出事業	イベント等の開催に要する経費 (謝礼・出演料、広告宣伝費、 会場費、装飾費、原材料費等。	対象経費(1件15万円 以上の事業に限る。)の 3分の1以内。同一の	20万円

	ただし、飲食費は除く。）	イベントを行う場合は、連続して3年間を 限度とする。	
--	--------------	-------------------------------	--

(注) 各事業の補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）
住 所
団体の名称
代表者氏名
電話番号

松本市まちなか賑わい創出事業の補助金_____円を交付されるよう、
下記のとおり申請します。

記

1 イベント名	
2 事業の内容	
3 事業の目的・効果	
4 事業者の概要	(1) 設立年月日 (2) 団体種類 (3) その他
5 添付書類	1 松本市まちなか賑わい創出事業収支予算書（様式2号） 2 事業の概要が確認できる書類 3 組織図又は構成員名簿 4 その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業収支予算書

収支予算

(1) 収入

項目	予算額（円）	備考
松本市まちなか賑わい創出事業補助金		
合計		

(2) 支出

項目	予算額（円）	備考
合計		

様式第3号（第6条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市まちなか賑わい創出事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この補助金は、この事業以外の経費に使用しないこと。

様式第4号（第7条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市まちなか賑わい創出事業補助金について、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業内容の変更（事業の中止・廃止）を申請します。

記

事業名	
変更（中止・廃止） 内容	
変更（中止・廃止） 理由	
交付決定額	円
変更申請額	円
添付書類 (変更の場合)	1 松本市まちなか賑わい創出事業収支予算書（様式第2号） 2 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業変更（中止・廃止）承認兼変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市まちなか賑わい創出事業補助金の
変更・中止・廃止について、下記のとおり承認し、交付額を決定しましたので、松本市
まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 _____ 円
- 2 承認の内容

様式第6号（第8条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
交付確定を受けたい額	円
完了年月日	年 月 日
添付資料	1 松本市まちなか賑わい創出事業実施報告書（様式第7号） 2 松本市まちなか賑わい創出事業収支決算書（様式第8号） 3 補助事業に要した経費の支出を証明する書類 4 市長が必要と認める資料

様式第7号（第8条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業実施報告書

団体名 _____

実施日時	
実施内容	
事業の内容及び 効果	
今後の課題等	

様式第8号（第8条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業収支決算書

団体名 _____

1 収入内訳

項目	決算額（円）	備考
合計		

2 支出内訳

項目	決算額（円）	備考
合計		

様式第9号（第9条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市まちなか賑わい創出事業補助金について、下記のとおり確定しましたので、松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

様式第10号（第10条関係）

松本市まちなか賑わい創出事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定（交付決定）のあった松本市まちなか賑わい創出事業補助金について、まちなか賑わい創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

① 交付確定（交付決定）額	円
② 既交付額	円
③ 今回請求額	円
④ 残額（①-②-③）	円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協		本店・支店 支所・出張所						
預金種目	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									